

改正

平成25年2月22日条例第4号

平成27年3月24日条例第28号

令和5年7月12日条例第16号

磐田市議会基本条例

地方分権一括法さらに地域主権改革一括法の施行に伴い地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、議会の担うべき役割や責任は、より大きくなった。

このような状況の中、議会は言論の府として、その存立意義を深く認識するとともに、これまで以上にその責務を果たし、市民の負託に応え、市民福祉の向上及び特色ある磐田市政の発展に寄与しなければならない。

この使命を達成するため、議会は、二元代表制の下、市長との互いに異なる特性を活かし、緊張関係を保持しつつ、政策の立案や提言を行うなど議会機能の拡充を図るとともに、意思決定を行う議事機関並びに事務執行の監視及び評価の機能を充実させることが必要である。また、市民に分かりやすい、開かれた議会を実現するため、積極的な情報の公開と共有を推進するとともに、市民の多様な声を的確に議会に反映させ、同時に市民への説明責任を果たすことも重要となっている。

ここに、磐田市議会は、議員一人ひとりが資質の向上に努め、議会自らが不断の議会改革を続け、市民に信頼され、活力ある議会を実現していくことを決意し、議会の最高規範として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、議会と市長等との関係その他議会の基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び特色ある磐田市政の発展を図ることを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市民に対して、情報を積極的に発信すること。
- (4) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽により、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表の立場にとらわれず、全体の市民福祉の向上を目指して活動すること。

(政治倫理)

第4条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報の公開を積極的に行い、情報の共有を推進するとともに、議決結果について説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見並びに法第109条及び法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 4 議会は、市民、団体等との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策立案能力の向上を図るとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

(災害時の役割)

第6条 議会は、市内に甚大な影響を及ぼす災害が発生したときは、市長等と連携した対応を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 議会は、本会議、常任委員会その他別に定める会議を原則公開とする。

(広報広聴機能の充実)

第8条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議会の活動状況を市民に報告するとともに、市政の課題全般に対処するため、市民及び議員が、情報及び意見を交換する会議（以下「議会報告会等」

という。)を開催するものとする。

2 議会報告会等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(議会の議決事件)

第9条 法第96条第2項の規定による議会の議決事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画基本構想
- (2) 総合計画基本計画
- (3) 都市計画マスタープラン

(政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等の提案に至った経緯及びその理由
- (2) 総合計画等との整合性
- (3) 政策等の実施に係る財源措置

(政策立案提言)

第11条 議会は、市の政策等の水準を高めるため、政策立案機能の強化に努め、条例、議案の修正、決議その他の政策提案を行うとともに、市長その他の執行機関に対し、政策提言を行うものとする。

(一般質問の方法)

第12条 議員は、一般質問の再質問以降において、一括して質問する方法又は一問一答による方法により質問を行うことができる。

2 前項に規定する質問の方法に関し必要な事項は、議会規則で定める。

(反問権)

第13条 市長、教育長その他の執行機関の長は、本会議において、議長の許可を得て、議員の質問に対し、質問の趣旨又は根拠を確認するため反問することができる。

(文書質問)

第14条 議員は、議長を経由して市長その他の執行機関に対し、文書により質問を行い、文書により回答を求めることができる。

(会派)

第15条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

(政務活動費)

第16条 磐田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年磐田市条例第248号)の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費を適正に執行し、その使途の透明性を確保しなければならない。

(議員間討議)

第17条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間における討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成に努め、政策立案、政策提言等を行うものとする。

(議員研修の実施)

第18条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

(議員定数)

第19条 磐田市議会の議員の定数を定める条例(平成20年磐田市条例第40号)に規定する議員定数は、市政の現状と課題、今後の予測等を十分考慮し、決定するものとする。

(議員報酬)

第20条 磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年磐田市条例第47号)に規定する議員報酬は、市民の負託に応える議員活動に対するものであることを基本とする。

(議会事務局の充実)

第21条 議会は、議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の充実に努めるものとする。

(条例の見直し等)

第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始から1年経過後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証のほか、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、条例の見直し等の必要があると認めるときは、この条例の規定について検討し、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月22日条例第4号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月12日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。